

第7回 実定法解釈論2 ——犯罪と法

1. 刑法とは

- ・ 刑法典は、総則（1～72条）と罪（77～264条）の2編から構成される。
- ・ 刑法の社会的機能としては、(1) 犯罪を規定し、それを犯した場合に刑罰を加えるとあらかじめ宣言することで、国民一般に罪を犯させないようにする機能と、(2) 犯罪の発生を抑止することによって、社会秩序を維持する機能とがある。後者については、法益（法的に保護される生活利益）に対する侵害行為を犯罪として規定することで、国民の法益を守る機能と、何が犯罪であることを明確に示すことにより、国家の刑罰権の範囲を限界付け、国民の人権を守る機能とに分けられる。

2. 刑法の基本原則

- ・ いかなる行為が犯罪となり、それに対していかなる刑罰が科されるかについて、あらかじめ成文の法律をもって規定しておかなければ、人を処罰することはできない。
- ・ 何人も、実行のときに適法であった行為については、刑事上の責任を問われない。なお、犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。

3. 犯罪の意義・犯罪の成立

- ・ 犯罪とは、犯罪構成要件に該当し、違法な、かつ、有責な行為をいう。
 - その行為が、刑法によってあらかじめ犯罪として類型化されている行為に該当する。
 - その行為が、行為のなされた具体的事情を考慮し、社会全体の見地から、法に違反して許されないと考えられる。
 - その行為が、行為者個人の判断能力や年齢等を考慮し、許されないと非難を行為者に帰することができる。

[ケース1]

甲は、夜道で、見ず知らずの通行人Aに対して、ナイフを突きつけて金員を要求した。これに対して、Aは、生命の危険を感じ、もっていた傘で反撃し、甲を殺害した。